

# 法改正のお知らせ

公共工事標準請負契約約款の改正（令和2年4月1日施行）により、条項を次のように変更させていただきます。

## 公共工事標準請負契約約款（条項一覧）

第1条 総則	第33条 請負代金の支払い
第2条 関連工事の調整	第34条 部分使用
第3条 請負代金内訳書及び工程表	第35条 前金払及び中間前金払
第4条 契約の保証	第36条 保証契約の変更
第5条 権利義務の譲渡等	第37条 前払金の使用等
第6条 一括委任又は一括下請負の禁止	第38条 部分払
第7条 下請負人の通知	第39条 部分引渡し
第8条 特許権等の使用	第40条 債務負担行為に係る契約の特則
第9条 監督員	第41条 債務負担行為に係る契約の前金払[及び中間前金払]の特則
第10条 現場代理人及び主任技術者等	第42条 債務負担行為に係る契約の部分払の特則
第11条 履行報告	第43条 第三者による代理受領
第12条 工事関係者に関する措置請求	第44条 前払金等の不払に対する工事中止
第13条 工事材料の品質及び検査等	第45条 契約不適合責任
第14条 監督員の立会い及び工事記録の整備等	第46条 発注者の任意解除権
第15条 支給材料及び貸与品	第47条 発注者の催告による解除権
第16条 工事用地の確保等	第48条 発注者の催告によらない解除権
第17条 設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	第49条 発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限
第18条 条件変更等	第50条 公共工事履行保証証券による保証の請求
第19条 設計図書の変更	第51条 受注者の催告による解除権
第20条 工事の中止	第52条 受注者の催告によらない解除権
第21条 著しく短い工期の禁止	第53条 受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限
第22条 受注者の請求による工期の延長	第54条 解除に伴う措置
第23条 発注者の請求による工期の短縮等	第55条 発注者の損害賠償請求等
第24条 工期の変更方法	第56条 受注者の損害賠償請求等
第25条 請負代金額の変更方法等	第57条 契約不適合責任期間等
第26条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	第58条 火災保険等
第27条 臨機の措置	第59条 あっせん又は調停
第28条 一般的損害	第60条 仲裁
第29条 第三者に及ぼした損害	第61条 情報通信の技術を利用する方法
第30条 不可効力による損害	第62条 補則
第31条 請負代金額の変更に代える設計図書の変更	
第32条 検査及び引渡し	

第44条 かし担保 ⇒ 第45条 契約不適合責任 と名称が変わり、条文内容も下記ように変更されました。

契約不適合責任：工事目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（契約不適合）があるときは、発注者は受注者に対して目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。